

# I .看護助手業務と役割の理解

ここでは、医療に関わる制度と看護助手としての基本知識を習得します。  
また、看護助手としての意識を高め、看護助手としてのマナーを身に付けます。

## 第1章 医療に関わる制度と法律

1. 社会保障制度
2. 社会保険制度
3. 医療保険
4. その他医療に関わる法律と制度

## 第2章 看護助手概論

1. 看護助手の業務
2. 医療施設とは
3. 看護とは
4. 看護助手の責任の範囲
5. チーム医療の一員としての意識を持つ
6. 医療機関で働く様々な職種

## 第3章 看護助手の職業倫理

1. 職業倫理
2. 看護助手のための接遇・マナー

# 第1章 医療に関わる制度と法律

## 1. 社会保障制度

社会保障制度とは、国民の生活の安定が損なわれた場合に、国民に健やかで安心できる生活を保障することを目的に、公的責任で生活を支える給付を行うものである。

## 2. 社会保険制度

社会保険制度は、大きく分けて保険の仕組みで運営される社会保険と租税を中心に運営される社会扶助の仕組みがある。

社会保険	社会扶助
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 医療保険               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国民健康保険</li> <li>(2) 健康保険</li> <li>(3) 共済保険</li> <li>(4) 後期高齢者医療</li> </ul> </li> <li>■ 年金保険               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国民年金</li> <li>(2) 厚生年金</li> <li>(3) 共済年金</li> </ul> </li> <li>■ 雇用保険</li> <li>■ 労働者災害補償保険(労災保険)</li> <li>■ 介護保険</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公的扶助(生活保護)</li> <li>(2) 社会手当(児童手当、児童扶助手当、特別児童扶助手当、障害児福祉手当、特別障害者手当)</li> <li>(3) 社会福祉サービス(児童福祉、障害者・障害児福祉、高齢者福祉、母子・寡婦福祉)</li> </ul>

## 3. 医療保険

医療保険制度には、職域・地域・年齢(高齢・老齢)に応じて次の種類がある。

	制度	被保険者	保険者	給付事由	
被用者保険(職域保険)	健康保険	一般	健康保険の適用事業所で働くサラリーマン・OL(民間会社の勤労者)	全国健康保険協会 健康保険組合	業務外の病気・けが、出産、死亡
		法第3条第2項の規定による被保険者	健康保険の適用事業所に臨時に使用される人や季節的業務に従事する人等(一定期間を超えて使用される人を除く)	全国健康保険協会	
	船員保険(疾病部門)	船員として船舶所有者に使用される人	全国健康保険協会		
	共済組合(短期給付)	国家公務員、地方公務員、私学の教職員	各種共済組合	病気・けが、出産、死亡	
(地域保険)	国民健康保険	健康保険・船員保険、共済組合等に参加している勤労者以外の一般住民	都道府県市(区)町村		
	国民健康保険	厚生年金保険等被用者年金に一定期間加入し、老齢年金給付を受けている65歳未満等の人	都道府県市(区)町村	病気、けが	
療制度	後期高齢者医療制度	75歳以上の人及び65歳～74歳で一定の障害の状態にあることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人	後期高齢者医療広域連合	病気、けが	

全国健康保険協会